

太陽光発電施設を設置される方へ

三重県では

「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」
を策定しています

(平成29年7月1日より施行)

周辺の地域住民・
自治会等に
事前説明を
してください!



●地域住民とのコミュニケーション

事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談
- 事業概要書等を用い地域住民に説明
(『三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン』より抜粋)

出力50kW未満の太陽光発電施設についても、地域住民や自治会等へ事前説明等を行っていただきますようお願いします。

特に、住宅に近接する場所への設置については、必ず事前説明をお願いします。

このチラシに関する問い合わせ先

松阪市役所 環境生活部 環境課 政策係

電話 0598-53-4425 FAX 0598-26-4322

E-Mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/taiyouko.html>

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」 を策定しました。

三重県内では、日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電施設の導入が進んでいます。しかしながら、自然環境や景観との調和等が地域課題として顕在化してきたことから、太陽光発電施設の適正導入を図るため、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29年6月30日に策定しました。（平成29年7月1日より施行）

●ガイドラインの適用対象施設

- 設備：太陽光発電施設
 - 設置場所：三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
 - 施設規模：出力50kW以上（建築物に設置されるものを除く）
- ※標識の掲示については、出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象としています。

●関係法令、条例の遵守

必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守することが必要です。

●区域の設定

国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、十分な考慮のうえ土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を設定しました。

- 設置するのに適当でない区域
 - 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
- ※区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

●事業概要書の提出

事業計画の早い段階で、事業概要書の提出をお願いします。

- 提出先：県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）

●地域住民とのコミュニケーション

事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談
- 事業概要書等を用い地域住民に説明

●適正な保守点検・維持管理、事業終了時の廃止届の提出

- 国への事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に関する実施計画に則り適正な保守点検・維持管理を実施
- 国へ事業の廃止届を行った場合は、速やかに写しを県、市町に提出

ガイドラインに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 ものづくり産業振興課

電話 059-224-2316 FAX 059-224-2480

E-Mail monozu@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm>

